

行政の窓

新型コロナウイルスの影響を受けた林業者・木材産業者への金融支援

新型コロナウイルス感染症に係る林業者・木材産業者への金融支援について、日本政策金融公庫や道などの支援制度を一覧にまとめましたので、お知らせいたします。

なお、農林水産省や道経済部のHPにも情報が掲載されておりますので、併せてご活用ください。

	林業者等(※) 向け	木材産業者 向け
融 資	(株)日本政策金融公庫（農林） ○農林漁業セーフティネット資金（経営に著しい影響のおそれある者） ・ 限度額 1,200万円 ・ （特認）年間経営費の12/12 ・ 融資期間 15年（据置3年）以内 （通常は10年だが、新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難な場合は15年） ・ 実質無利子（林業施設整備等利子助成事業 最大2%、借入当初最長10年間） ・ 無担保	(株)日本政策金融公庫 ○新型コロナウイルス感染症特別貸付制度（創設） ・ 限度額 中小企業3億円 ※小規模事業者6,000万円 ・ 融資期間 設備20年・運転15年（据置5年）以内 ・ 基準金利の▲0.9%・当初3年間 ・ 実質無利子（新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業 借入後当初3年間） ・ 無担保 ○セーフティネット貸付（要件緩和） ・ 限度額 中小企業7.2億円 ※小規模事業者4,800万円 ・ 融資期間 設備15年・運転8年（据置3年）以内 ※常時使用する従業員が20名以下の企業
	電話0120-154-505 他	電話0120-154-505, 0120-327-790他
	※「林業者等」とは、農林漁業者であって、農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては、当該法人の農林漁業に係る売上高が総売上高）の過半を占めているもの又は粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であるものなどをいう。	北海道 ○新型コロナウイルス感染症対応資金 ・ 限度額 6,000万円 ・ 融資期間 10年以内（据置5年）以内 ・ （直近の売上げが15%以上減の場合） 無利子・無担保、無保証料（当初3年） （売上減5%以上15%未満の企業は利子・保証料半額） ○北海道中小企業総合振興資金 ・ 限度額 2億円 ・ 融資期間 10年（据置3年）以内 ・ 金利 固定1.0-1.2%、変動1.0% 電話011-204-5346（経済部中小企業課）他 振興局商工労働観光課
保 証	(独)農林漁業信用基金（林業） ○林業・木材産業災害復旧対策保証 ・ 保証額 別枠8,000万円（保証率80%または100%。売上減の率による） ・ 保証期間 運転資金5年、設備資金15年（据置2年）以内 ・ 保証料 最大5年分免除 電話03-3294-5585～86 または取引金融機関	
		北海道信用保証協会 ○セーフティネット保証（4, 5号）、危機関連保証 ・ 保証額別枠2.8億円（保証率80-100%） ・ 素材、製材、単板、チップ、合板などの製造・卸が対象。 電話011-241-5554

（水産林務部林務局林業木材課林業金融係）